

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
7月1日  
(水曜日)

## 目 次

- 告示
  - 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正（都市計画課）……………一
  - 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正（都市計画課）……………三



### 山口県告示第二百七十二号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

錦帯橋	〃	岩国市	都市計画法第二章の規定により定められた地域（錦川左岸の地域（次の図のとおり）を除く。）を削る。
-----	---	-----	---

る。

一中「（次の図）」は、省略し、土木建築部都市計画課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。」を削る。

二の1の表中

め、

〃	〃	〃	〃	〃
国森家住宅	〃	旧目加田家住宅	〃	〃
柳井市柳井津	〃	岩国市横山	〃	〃
文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された建造物の敷地	〃	文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された建造物の敷地	〃	〃

に改

を

り、二の4の表中

〃	〃	〃	〃	〃
吉香神社 本殿 拜殿及び幣殿 神門 鳥居	〃	岩国市横山二丁目八番五号	〃	〃
吉香神社の境内地	〃	〃	〃	〃

を削

を

に改め

る。

三の1の表中

〃	〃	〃	〃	〃
香川家長屋門	〃	岩国市岩国三丁目三四番地の二	〃	〃
山口県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された建造物の敷地	〃	山口県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された建造物の敷地	〃	〃

、

及び

を削

り、三の3の表中

〃	〃	〃
旧吉川家岩国事務所	〃	〃
岩国市横山二丁目七番二三号	〃	〃

〃	岩国藩主吉川家墓所	岩国市横山一丁目二五六番二	〃
---	-----------	---------------	---

を削り、

山口県指定名	寂地峡	岩国市錦町宇佐地	〃
--------	-----	----------	---

を

〃	普賢寺庭園	光市大字室積村三八八八番地	〃
〃	松巖院庭園	岩国市藤生町五丁目五〇四番地	〃

に改め、

山口県指定名	普賢寺庭園	光市大字室積村三八八八番地	〃
--------	-------	---------------	---

及び

〃	岩国市二鹿のツクシシヤクナゲ群生地	岩国市二鹿字治郎迫五三四番地	〃
〃	岩国市楠町一丁目目のクスノキ巨樹群	岩国市楠町一丁目五九五番地の一 地先堤とう敷	〃
〃	大原のシヤクナゲ群生地	〃	〃
〃	宇佐八幡宮のスギ巨樹群	〃	〃

を削る。

四の表中	岩国市	〃	〃
------	-----	---	---

を削る。

五の表区間の欄中	2 / 島根県境から下関市と美祿市との境界線までの間	〃	〃
----------	----------------------------	---	---

を

島根県境から下関市と美祿市との境界線までの間	〃	〃	〃
------------------------	---	---	---

に、「広島県境」を「岩国市

と周南市の境界線」に、「岩国市県道藤生停車場錦帯橋線との交差点」を「岩国市と周南市との境界線」に改め、同表中

〃	一八七号	岩国市一般国道二号との分岐点から島根県境までの間	〃
---	------	--------------------------	---

を削

り、同表区間の欄中「岩国市南岩国駅前」を「同市と岩国市との境界線」に改め、「4

岩国市今津町六丁目一三五地先から同市海土路町二丁目四四地先までの間」を削り、「岩国市一般国道三七六号の終点」を「同市と岩国市との境界線」に、

1 / 周南市一般国道四三三四号の起点から岩国市一般国道一八七号との交差点までの間	〃	〃
2 岩国市一般国道一八七号との分岐点から広島県境までの間	〃	〃

を

周南市一般国道四三三四号の起点から同市と岩国市との境界線までの間	〃	〃
----------------------------------	---	---

に、「岩国市一般国道四三七

号の終点」を「同市と岩国市との境界線」に改め、同表中

〃	岩国玖珂線	1 岩国市新愛宕橋南詰から同市県道岩国玖珂線の終点までの間	〃
〃	藤生停車場錦帯橋線	2 岩国市牛野谷町三丁目一〇三の地先までの間	〃

及び

〃	〃	1 岩国市県道藤生停車場錦帯橋線の起点から同市一般国道一八八号との交差点までの間	〃
〃	〃	2 岩国市南岩国町五丁目一八八号との分岐点から同市藤生町三丁目一八の三六地先までの間	〃
〃	〃	3 岩国市海土路町一丁目一般国道一八八号との分岐点から同市御庄県道岩国玖珂線との交差点までの間	〃
〃	〃	4 岩国市県道岩国玖珂線との分岐点から同市錦帯橋東南詰までの間	〃

を削

る。  
六の2の表区間の欄中「山陽小野田市まで」の下に「(岩国市の区域内の区間を除く。)」を加える。  
八の表中

岩国駅前広場	岩国市麻里布町一丁目	駅前広場
小野田駅前広場	山陽小野田市大字東高泊字東一の割	〃

を

小野田駅前広場	山陽小野田市大字東高泊字東一の割	駅前広場
---------	------------------	------

に改

新岩国駅前広場	岩国市御庄	駅前広場
---------	-------	------

を

削る。

山口県告示第二百七十三号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならぬ地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第五百五十六号の四）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の1の表区間の欄中「、県道岩国玖珂線にあつては、岩国市県道岩国玖珂線の起点から同市新愛宕橋北詰までの区間」を削る。

令和八年七月一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁